

5 近振第462号
令和5年4月27日

奈良県知事 殿

近畿農政局長

基幹水利施設管理事業における令和5年度分の電力料の高騰率（暫定値）について

のことについて、基幹水利施設管理事業実施要領（平成8年7月31日付け8構改A第596号農林水産省農村振興局長通知）別紙2-2の（6）の規定に基づき、下記のとおり定めたので御了知いただきたい。
なお、貴県（府）内の関係機関に対しては、貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

※農林水産省（政府機関）では、電子決裁案件の場合は契印を省略しております。

記

1 令和5年度分の電力料の高騰率

対象都道府県	基本料金			電力量料金及び 燃料費調整額		
	低圧	高圧	特別 高圧	低圧	高圧	特別 高圧
北海道	1.000	1.588	/	0.708	1.441	/
青森県、岩手県、 宮城県、秋田県、 山形県、福島県、 新潟県	1.000	1.602	1.593	0.518	1.627	1.899
栃木県、茨城県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	1.037	1.224	1.102	0.699	1.261	1.495
長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県、 三重県	1.063	1.130	1.082	0.763	1.594	1.886
富山県、石川県、 福井県	1.000	1.298	1.261	0.093	2.044	2.450
滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	1.036	1.222	1.049	0.372	1.223	1.576
鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県	1.000	1.293	/	0.465	1.749	/
徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	1.000	1.136	/	0.469	1.532	/
福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県	1.017	1.196	1.103	0.499	1.184	1.461
沖縄県	1.000	1.000	/	0.583	0.788	/

※1：本高騰率は年度途中の暫定的な数値である。

※2：今後、本高騰率に基づいて、暫定的に算出可能な支援金の交付に向けた手続を実施するが、追って別途通知する正式な高騰率に基づいて算出される支援金との差額については、追加交付又は返金の調整を必ず要するものとする。

※3：※2で言及した調整に当たっては、正式な高騰率に加え、手続実施時点で判明している又は判明予定の他の国庫補助事業による補助金等についても考慮する。

2 令和5年度分の諸油脂費の高騰率は別途通知予定